

2024年度 東三河後見センター 総会后講演会(2024年5月18日)

# 「いつまでもその人らしく暮らすこと」を支援すること ～市民参加による法人後見と権利擁護支援について～

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす  
川端 伸子



# 目次

- ① 成年後見制度の概要とあゆみ
- ② 意思決定支援への注目
- ③ 「LIFE」で学ぼう意思決定支援
- ④ 「あるある質問」から  
意思決定支援の理解を深めよう
- ⑤ これからの権利擁護支援

1

## 成年後見制度の概要とあゆみ

---

# 成年後見制度とは？

## 誰のための??...

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力の不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人を対象にしています。

## 何のための??

財産管理や遺産分割協議、福祉・介護サービスの選択と決定、契約等の法律行為を支える仕組みです。

## 成年後見制度のテーマは **保護と支援**

- 「自己決定の尊重」…本人の意思を尊重をしつつ決定を支援し
- 「現有能力の活用」…今ある能力を大切に使いながら
- 「ノーマライゼーション」…普通の生活を継続できるように

# 成年後見制度の概要

## 任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ、誰に、何をお願いしたいかを決めておく制度。公証役場で公正証書を作成する。

## 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等が選任される制度。本人の判断能力によって、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型がある。類型、本人の同意の状態によって、後見人等に付与される権限が異なる。

家庭裁判所の判断で、成年後見人等を監督する成年後見監督人を選任することがある

### 利用者のイメージ

補助

重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人

保佐

日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行えず、常に他人の援助を受ける必要がある人

後見

通常は、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある人  
ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からなくなっている人  
遷延性意識障害の状態にある人

十分

判断能力

不十分

日常生活自立支援事業

成年後見制度

# 成年後見人等の仕事

## ■ 身上保護と財産管理

- 必要な医療・介護・福祉サービスが行われるよう、契約をして手配し、サービスが適切に提供されているかどうか、チェックしたり見直したりします。(身上保護)
- 必要な支払いを行います。不動産や動産の財産を適切に管理します。(財産管理)

## ■ 意思尊重義務、身上配慮義務

- ご本人の生活状況を確認し、意向を尊重しながら業務を行います。

## ■ 調査、計画、報告

- 最初にご本人の財産状況を調査し、収支を計算して今後の業務計画を立て家庭裁判所に報告します。
- さらに、業務の状況を1年に1度、家庭裁判所に報告します。

# 成年後見制度の誕生

- 「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で  
契約を支援するシステムが必要となった

－ 「介護保険制度の車の両輪」(平成12(2000)年)

- 行政処分として介護・福祉サービスを導入(措置)

平成5(1993)年障害者基本法改正  
平成7(1995)年障害者プラン  
(ノーマライゼーション7か年戦略)



- 介護・福祉サービスが、自己選択、自己決定、自己責任の契約によって利用するサービスへ

判断能力の低下のある人への契約支援システムが必要

日常生活自立支援事業・・・社会福祉協議会によるサービスとして誕生  
成年後見制度・・・民法の禁治産制度・準禁治産制度を改正した司法制度

禁治産・準禁治産制度

本人保護



民法の改正

成年後見制度

本人保護

+

ノーマライゼーション

自己決定の尊重

現有能力の活用

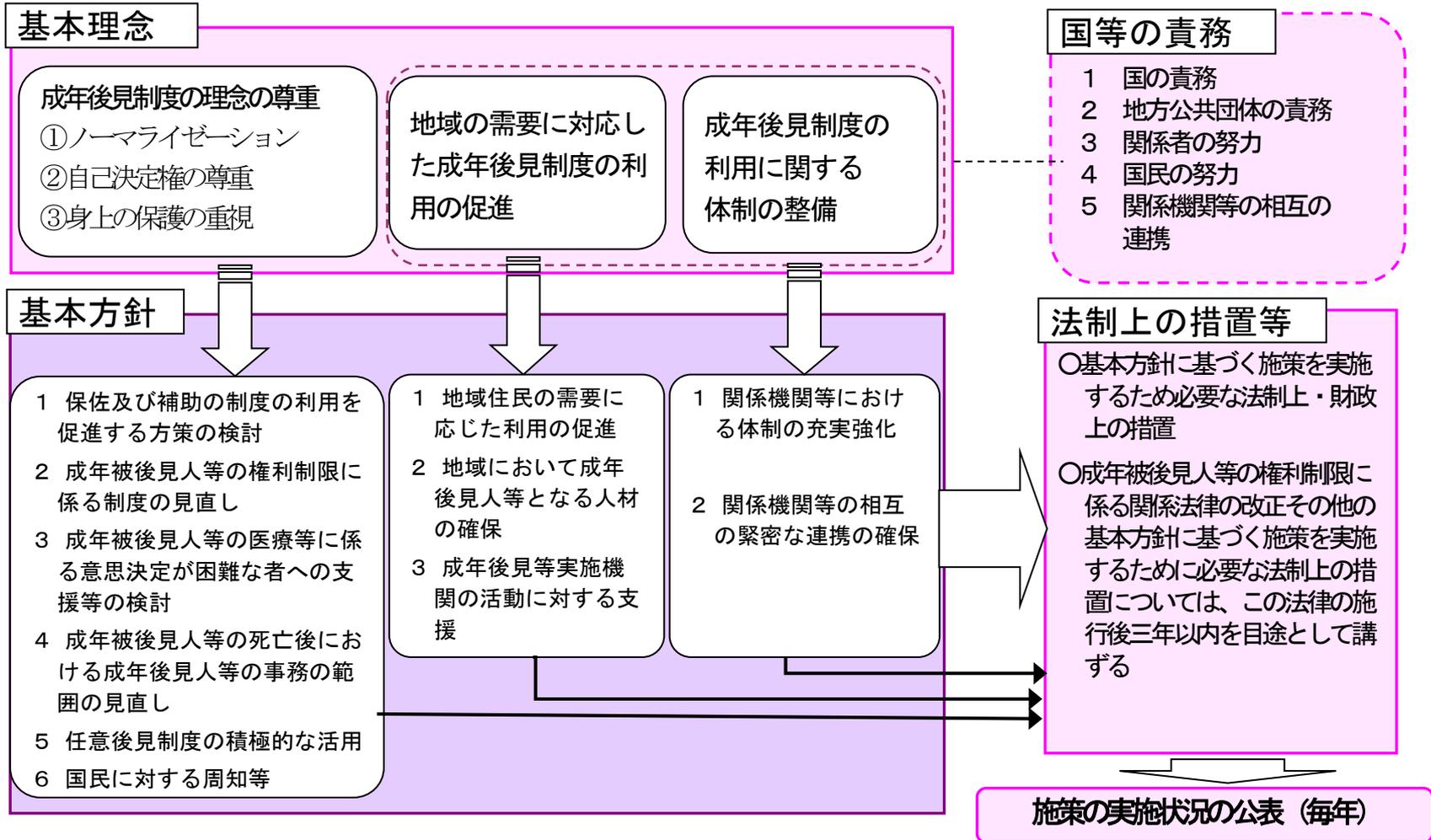
民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

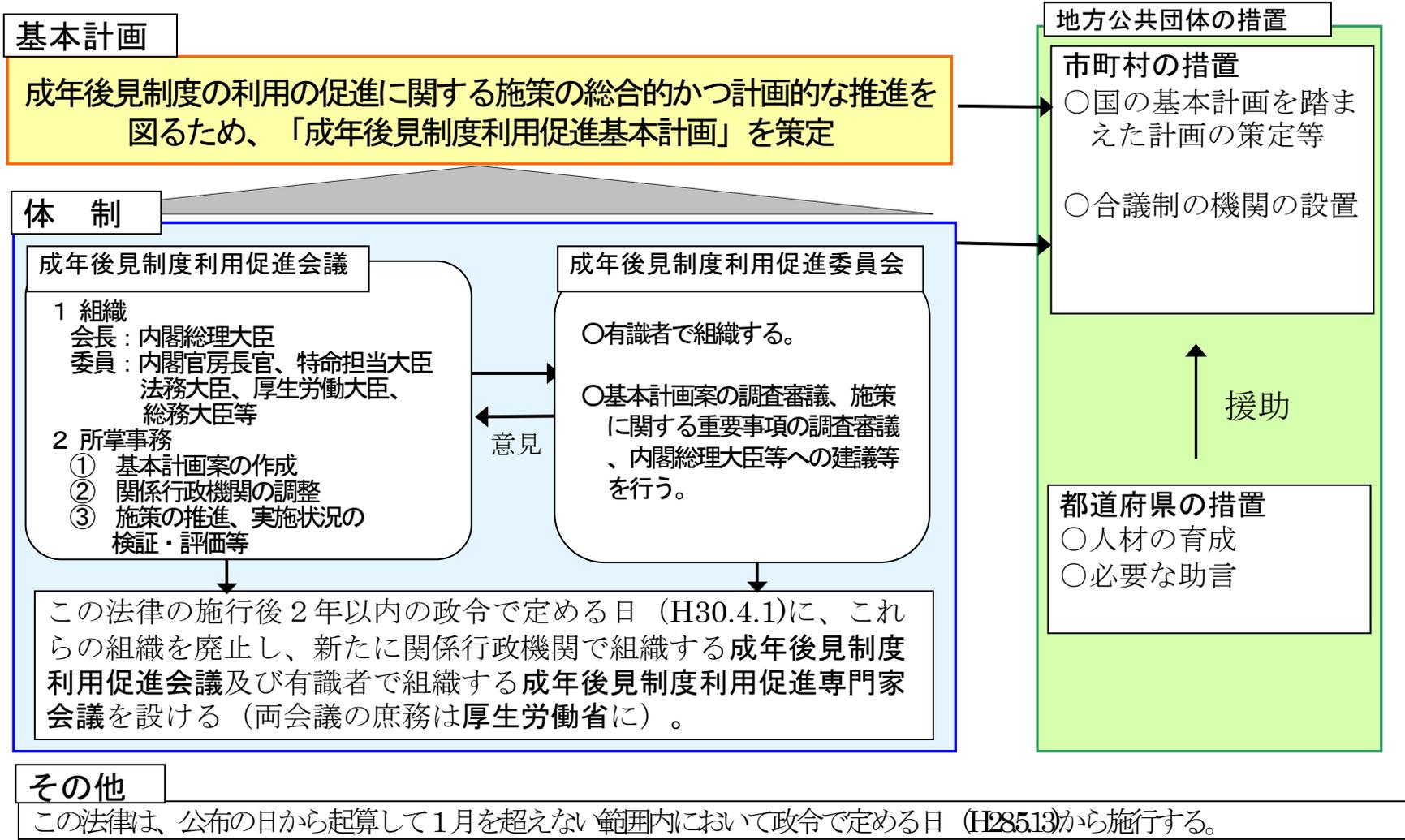
任意後見制度(事前) と 法定後見制度(事後)  
補助類型の創設  
同意権・取消権の創設

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律①

(平成28年4月15日公布、5月13日施行)



# 成年後見制度の利用の促進に関する法律② (平成28年4月15日公布、5月13日施行)



# 成年後見制度利用促進法の目的

## ○推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための 選  
択肢・手段

(促進法第1条) この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

# 第一期成年後見制度利用促進基本計画について

## <経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

## <計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳ある本人らしい生活の継続と  
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

第二期基本計画では、  
地域共生社会の実現という目的に向け、  
本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークが目指すもの

## 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

**権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク**

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

**権利擁護支援**

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

# 2

## 意思決定支援への注目

---

# 考えてみましょう

- ◆ 「幸せだなあ」と感じる瞬間をいくつか、思い浮かべてみてください。
- ◆ すべてが、人に自慢できるような瞬間ですか？
- ◆ その瞬間は、子どもの頃から今まで、ずっと変わらず同じことでしたか？



保護

賢い選択しない権利  
(愚行権)

エイジズムや社会か  
らの排除の打開

「あなたのためだから」

「〇〇のくせに」



わかりやすい世界人権宣言（谷川俊太郎訳）

第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きていける権利をもっています。

**あんしんを守り**

障害者権利条約

Nothing about us without us

わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで

**その人らしい暮らし、尊厳を護る**

# 権利擁護ってなんだろう？

## 権利擁護を必要とする人

権利侵害を受けていても、  
自分の権利を護るため行動  
を起こすことができない

## 権利擁護の支援の内容

権利侵害・虐待の防止

消極的権利擁護

権利があっても、その権利の  
行使を一人ですることができ  
ない

意思決定支援  
その人らしい生活を支  
えるケア

積極的権利擁護

権利擁護という言葉に様々な意味を含んでいます。



## 当事者の言葉から(残念な事例) ①

● スマホを選びにヘルパーと一緒にショップまで行って、欲しいものを何時間もかけて決めたのに、後見人に契約を依頼したら、(何の相談もなく) 黒のガラケーが郵送されてきて、本人はとても悲しんだ。

(障がい者団体)

● 本人のために日用品や嗜好品の購入をしたが、後見人より「必要ない」「お金を使いすぎ」との話があった。施設側の説明不足もあったが生活状況等をまったく確認もしていない状況であり疑問に感じた。

(障がい者施設)

● 本当は、施設から出たいと思っているのに、職員は取り合ってくれない。後見人に連絡しようにも、年に1、2回しか施設に来てくれず、いざ相談しても「施設の人とよく話し合ってください。」と言われてしまった。話を聞いてもらえない。

(被保佐人・電話相談)



## 当事者の言葉から(残念な事例) ②

●関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。

(障がい者支援団体)

●サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。

(障がい者支援団体)

●「面会に来ない」「面会に来てでも聴聞するのみ」「本人のための積極的なサポートがまったくない」「管理のみ」「施設任せ」

(本人のご家族)



# 本人と支援者の本質的關係①

1 意思決定支援と代行決定

意思決定支援における後見人等の立ち位置

## 本人と支援者の本質的な關係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との關係において、  
対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

### 「おそれ」

こんなこと言ったら、  
〇〇してもらえなくな  
るかも…。

### 「自己抑制」

お世話になっているのに、  
わがまま言えない…。

### 「あきらめ」

言っても  
しょうがない…。

「後見人等への意思決定支援研修 私のことは私とともに決めてほしい」より

# 本人と支援者の本質的關係②

## 本人と支援者の本質的な關係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

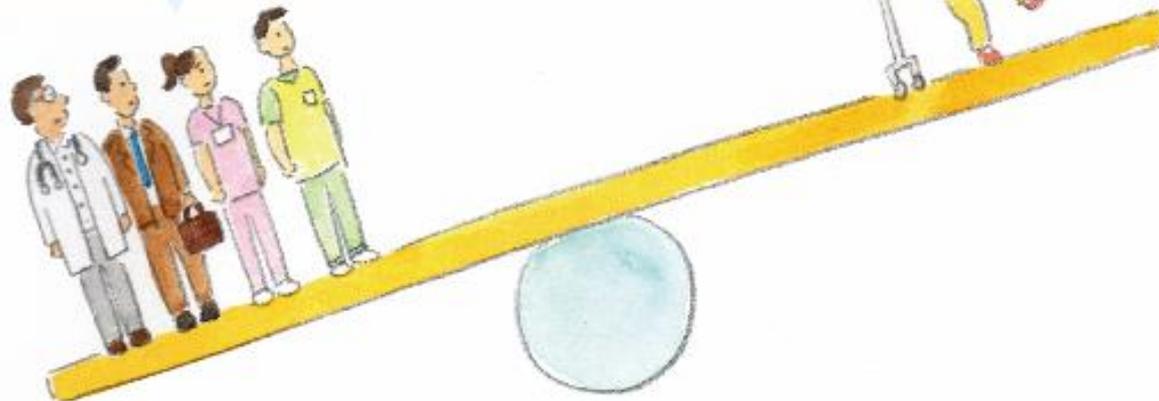
緊張關係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

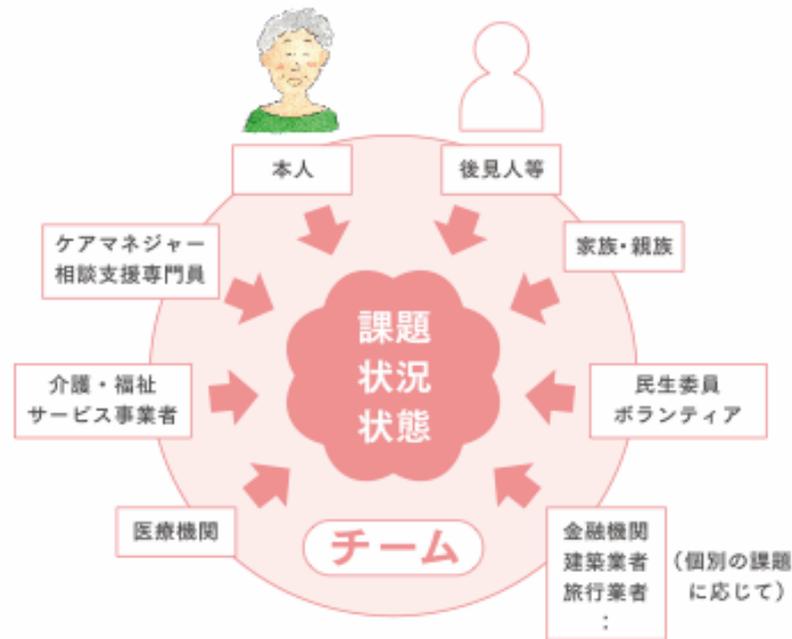


「後見人等への意思決定支援研修 私のことは私とともに決めてほしい」より

# 本人とともに課題解決を図る

## 本人とともに課題を解決していくチーム像

「本人は意思決定支援を受ける対象（客体）である」から、  
「本人は支援を受けて意思決定を行う主体である」という視点への転換。



出典：ソーシャルワークの理論と実践の基盤、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、  
へるす出版 88頁 図3-4 協働体制の変化（橋山和女）より一部改変引用  
出典：公益社団法人日本社会福祉士会主催「地域における意思決定支援の実践に向けて」

「後見人等への意思決定支援研修 私のことは私とともに決めてほしい」より

# 支援によって本人の意思決定能力は変化する

## 意思決定能力

### 意思決定能力＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

意思決定能力は、本人の個別能力だけでなく、支援者側の支援力によって変化します。

## 意思決定能力

### 本人の個別能力

- 意思決定に関する情報について、本人が理解すること
- 必要な情報を、本人が記憶すること
- 本人が、選択肢を比較検討すること
- 意思決定した内容を、本人が他者に伝える（表現する）こと



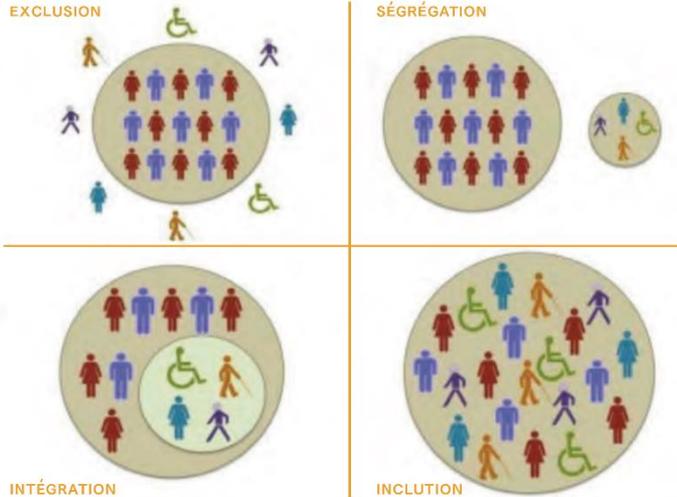
### 支援者側の支援力

- 上記意思決定に必要な4要素につき、以下の点を踏まえ、実践上可能な工夫、努力を尽くす。
- 能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、少しずつ変化するものである。
- 本人の心身の状況や、環境によって、変化する。
- 「何を決めるか」という内容によっても、変化する。

# インクルーシブと合理的配慮

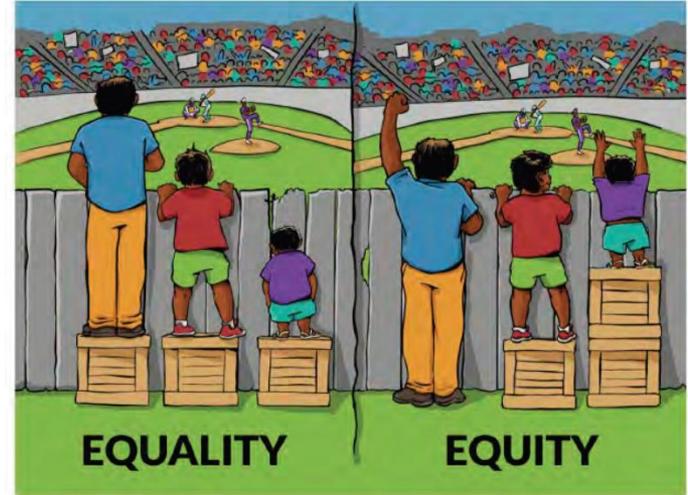
## 障害者権利条約等における重要概念・用語解説

### インクルーシブ(包摂する)



出典 LES AVIS DU CONSEIL ÉCONOMIQUE, SOCIAL ET ENVIRONNEMENTA  
Mieux accompagner et inclure les personnes en situation de handicap : un défi, une  
nécessité Christel Prado Juin 2014 P24

### 合理的配慮



出典 "Interaction Institute for Social Change | Artist: Angus Maguire."  
<https://interactioninstitute.org/illustrating-equality-vs-equity/>

### 解説

インクルーシブ(包摂する)／インクルージョン(包摂)とは、エクスクルージョン(排除)の反対概念で、障がいのある方等が、社会から排除、分離されることなく、社会の中に溶け込んだ状態を目指すもの。上図では、左上が「排除」された状態。右上が「分離」された状態。左下が、分離されたものが一つになり「統合」された状態。右下が「包摂」された状態を表している。

### 解説

平等(Equality)とは、全員に同じ量を均等に配分すること。公平(Equity)とは、全員が同じ状態になるように、量を調整して配分すること。障害等のある方が、他の方々と同じように過ごすために必要な配慮のことを「合理的配慮」と呼ばれている。

# 「LIFE」の掲載場所

- ◆ 「成年後見はやわかり」の「意思決定支援について総合的に学ぼう」のページに掲載。
- ◆ 中恵美さんの説明動画も公開中！

The screenshot shows the homepage of the Japanese Guardianship website. The URL in the browser is <https://guardianship.mhlw.go.jp>. The navigation bar includes a home button, a search bar, and a 'Logout' button. A red box highlights the '成年後見はやわかり' (Adult Guardianship is easy to understand) menu item. Below it, the '成年後見人等のみなさまへ' (For Guardians and others) menu item is also highlighted. Under this menu, a video link titled '意思決定支援について総合的に学ぼう' (Learn comprehensively about decision-making support) is highlighted with a red box. A red arrow points from this link to a video thumbnail at the bottom right. The thumbnail features the word 'LIFE' in large letters, each containing an illustration of a person, and the text '意思決定支援の基本的考え方' (Basic ideas for decision-making support) and '～だれもが「私の人生の主人公は、私」～' (Everyone's 'main character' is 'me').

成年後見はやわかり

ホーム

ふりがなをつける

ログアウト

調べたい語句を入力

検索

ご本人・家族・地域のみなさまへ

支援をご検討しているみなさまへ

成年後見人等のみなさまへ

自治体・中核機関のみなさまへ

相談窓口のご案内

よくある質問

**成年後見人等のみなさまへ**

- ▶ [成年後見人等の選任と役割](#)
- ▶ [成年後見人等を対象とした意思決定支援研修](#)
- ▶ [意思決定支援について総合的に学ぼう](#)

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

**LIFE**

意思決定支援の基本的考え方  
～だれもが「私の人生の主人公は、私」～



3

「LIFE」で学ぼう意思決定支援

---



## 意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

## この研修資料の使い方

① この研修資料は、「意思決定支援」に共通する基本的な考え方や実践方法について知り、本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」とのかかわりに活かしていくことを目的として作成しました。

.....

② この研修の対象者は、このような本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」にかかわるすべての人を対象としています。

.....

③ 「私の人生を私として生きる。」  
だれもが「私の人生の主人公は、私」です。

.....

④ それはかかわる人の理解があってこそ  
実現できるものと考えられます。



# もくじ

はじめに

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

2 意思決定支援のポイント

3 実践と原則

さいごに



はじめに

## 私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

①

あなたの人生を振り返ってみましょう。

特に印象に残った「決定・選択」にはどんなものがありましたか？

②

そのとき、あなたはどんな風に「決定・選択」しましたか？  
誰かに相談しましたか？何かに背中を押されましたか？決めることに悩んだとしたら、それはどうしてですか？

③

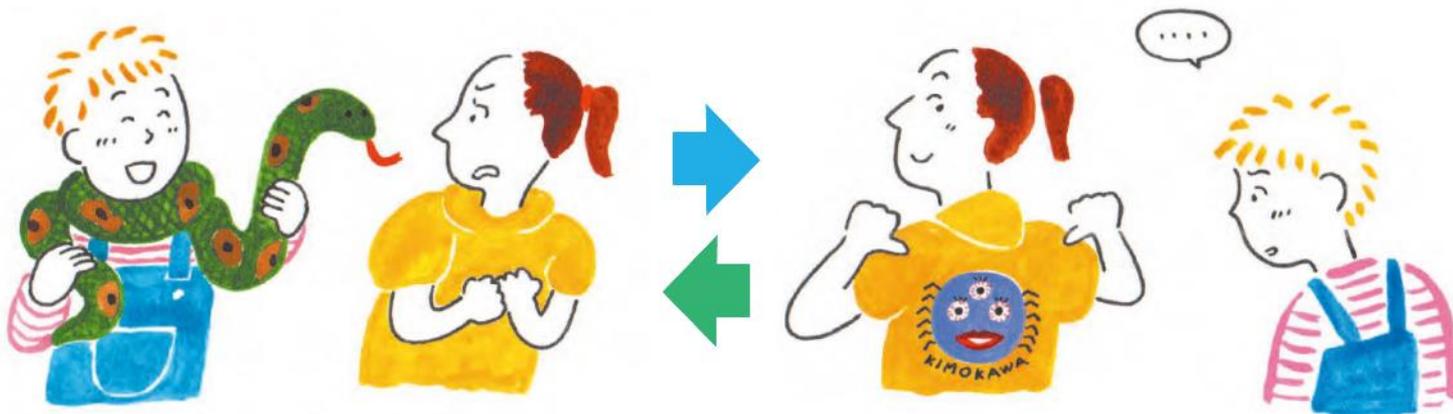
もしもそのとき、あなたの周りのすべての人が、あなたの「決定・選択」を無視して、反対の方向に強引に進めたとしたら、どのようなことが起き、あなたはどのような気持ちになるでしょうか。



# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## “私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人がお互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## 知っておきたい4つのこと

1

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

2

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

3

「私の人生を私として生きる」希望どおりと  
いかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを  
生きていると感じられるでしょうか。

4

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮  
や支援を受ける機会が保障され、本人の意思  
が尊重される社会、本人の尊厳が確保される  
社会の実現が望まれます。

# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## いつでもどこでも

### 日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

- 食べ物、洋服を選ぶ
  - 買い物をする ● 学び、働く
  - 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
  - どういうスタイルで過ごすか
- (だったら、てきばき、スケジュールを決めて？そのときの気分で？)

### 重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



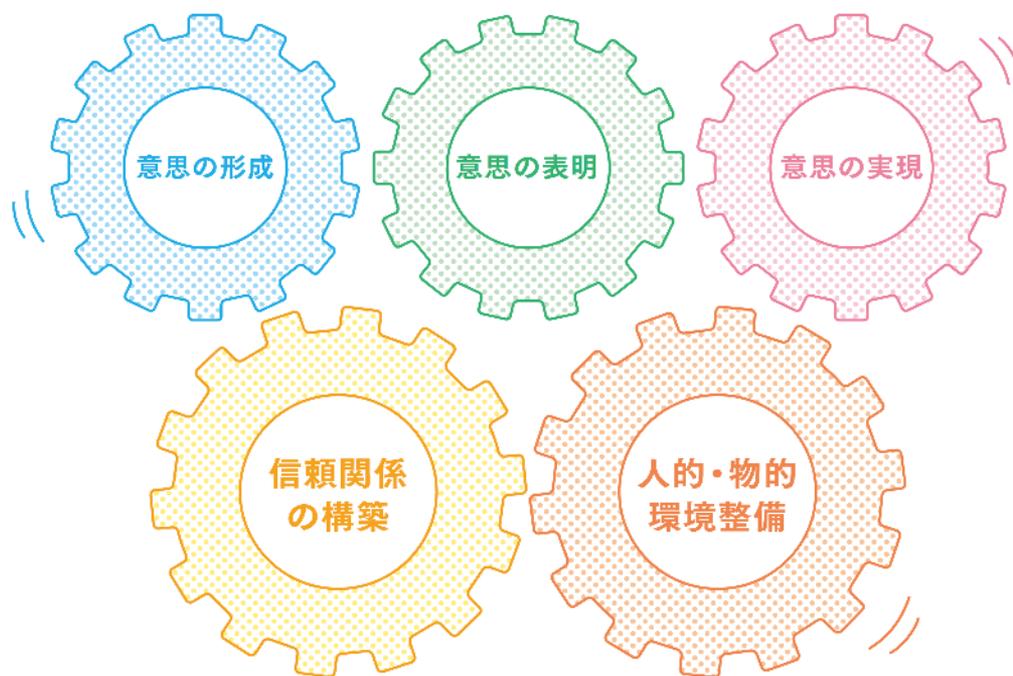
医療サービスを選ぶ

- 暮らし方（誰と？一人で？ずっと同じ場所で？場所を変えながら？）
- お金のこと（管理の方法、誰かにサポートしてもらう？）
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

## 2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

## 2 意思決定支援のポイント

### 信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切な  
コミュニケーションの取り方を  
よく知ることが大切です。

1

本人を知ること（好き、嫌い、  
大切に思うこと、得意、苦手な  
こと等）

2

本人を知るための関係づくり  
やコミュニケーションの取り  
方を知ること



## 2 意思決定支援のポイント

### 人的・物的環境整備

- ① 周囲の人の態度や関係によって、  
本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



- ② 物理的環境や時間帯によっても、  
本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望まれます。



## 2 意思決定支援のポイント

### 意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、  
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」

メニューから注文しよう  
としても、メニューが読  
めなければ選べない。

「ケバブってなに？」

メニューが読めたとして  
も食べたことがない料理  
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働  
きかけがあると決めるこ  
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

## 2 意思決定支援のポイント

### 意思表示支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」

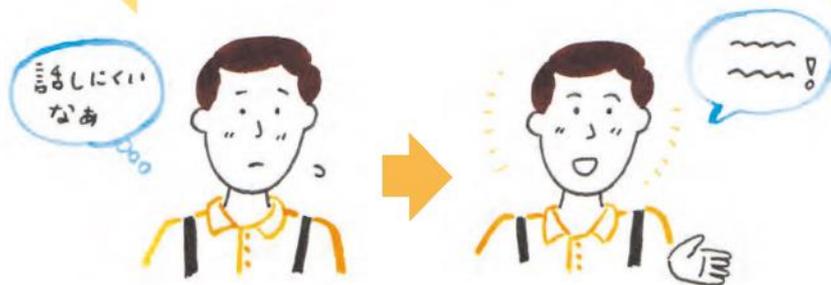
など、支援者が決断を迫る態度で接したり、本人の以前の発言の責任を問う態度で接すると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあるときは、意思形成プロセスを振り返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」

言葉で表現されていることとは別の「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わることもある。また重要な決定は、再度確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

## 2 意思決定支援のポイント

### 意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない？」

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表明の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」

意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。



本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

### 3 実践と原則

## 大切なのに、難しい。それはなぜ？

#### 1 「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

#### 2 「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からない
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

#### 4 さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

#### 3 いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わるのが大切（ひとりよがりにならない）
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

### 3 実践と原則

#### 意思決定支援の原則

1

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

2

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

3

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します



## まとめ

### 1 意思決定支援は、本人とかかわる人たちの 共通となる姿勢と行動、プロセス

- だれもが当事者本人であり、同時に本人にかかわる人でもあります。
- 「私の人生を私として生きる」だれでも私の人生の主人公は私です。
- 意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むことが大事です。

### 2 実行することの難しさも共有し、 本人とかかわる人たちで試行錯誤する

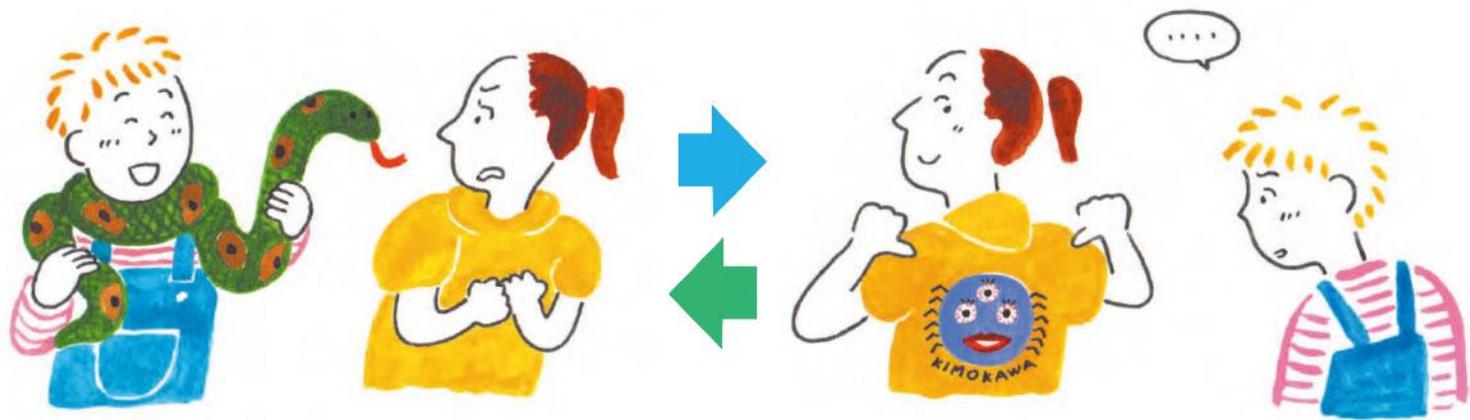
- 意思決定支援を学び、ひとりよがりにならないよう、いろいろな視点や価値観を持つ人たちと共に考えます。
- 時間の制約やできることに限りがあることも意識しながら、みんなで互いに支え合い、意思決定支援をおこないます。その時うまくいかなかったとしても、あきらめないことが肝心です。
- 本人を支えている人も、困った時、迷った時、上手くいかない時には、本人にかかわる他の人たちに、「助けて」と、声をあげていきましょう。

### 3 キーパーソンは常に本人である

- 関わる人たちは、悩んだら本人の希望や気持ちに立ち返ります。
- “私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか？



時に、あなたにとって重要なことが、  
私にとって重要ではないことがあります。



だれもが  
「私の人生の主人公は私」

# 4

「あるある質問」から  
意思決定支援の理解を深めよう

---



施設入所が決まっています。もう、意思決定支援は必要ないですね？

私たちは社会的意思決定にだけ関わるわけではありません。日常生活における様々な意思決定に関わっています。

そして、日常生活における小さな意思決定の積み重ねが、大きな意思決定—医療における意思決定や施設入所における意思決定などの社会的意思決定—の場面を支えています。



# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## いつでもどこでも

### 日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

- 食べ物、洋服を選ぶ
- 買い物をする ●学び、働く
- 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
- どういうスタイルで過ごすか  
(だったら、てきばき、スケジュールを決めて？そのときの気分で？)

### 重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



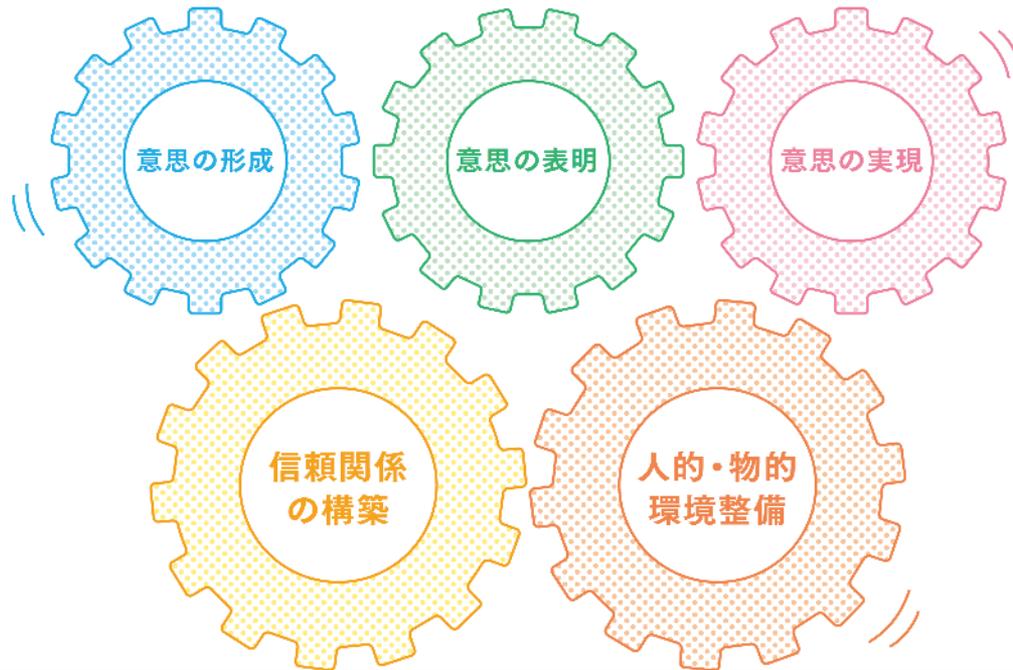
医療サービスを選ぶ

- 暮らし方（誰と？一人で？ずっと同じ場所で？場所を変えながら？）
- お金のこと（管理の方法、誰かにサポートしてもらおう？）
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

## 2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。



ご本人に、何を問いかけても返答がありません。  
これは、推定意思で方針決定していくことになりますよね？

意思是、言葉だけで表現されるものではありません。表情、目の動き等の観察をして、意思を汲み取ることも大切です。  
また、本人が意思を表すことをあきらめていることも考えられます。意思が表出しやすい環境づくりも重要です。



## 2 意思決定支援のポイント

### 人的・物的環境整備

#### ① 周囲の人の態度や関係によって、 本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



#### ② 物理的環境や時間帯によっても、 本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望めます。





言っていることがコロコロ変わります。  
どうやって意思を汲み取ったらいいですか？

したいことが変わることで、前はやりたかったことが嫌になったこと・・・誰もが経験してきたことではないでしょうか？  
ましてや、社会的意思決定の場面では今まで経験したことがないような事柄を決めようとする場合があります。  
気持ちが変わることは当たり前、という姿勢で臨みましょう。



### 3 実践と原則

## 大切なのに、難しい。それはなぜ？

### 1 「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

### 2 「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からない
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

### 4 さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

### 3 いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わるのが大切（ひとりよがりにならない）
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

## 2 意思決定支援のポイント

### 意思表明支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」

など、支援者が決断を迫る態度で接したり、本人の以前の発言の責任を問う態度で接すると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあるときは、意思形成プロセスを振り返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」

言葉で表現されていることとは別の「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わることもある。また重要な決定は、再度確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。



どうしてそういう決定なのか、理解できないようなことを言います。それでも意思を尊重すべきなのではないでしょうか？

支援者の価値観に合わない、理解できないような不合理な意思を表明したからといって、「意思決定ができない人」と決めるつけることなく、関わりましょう。

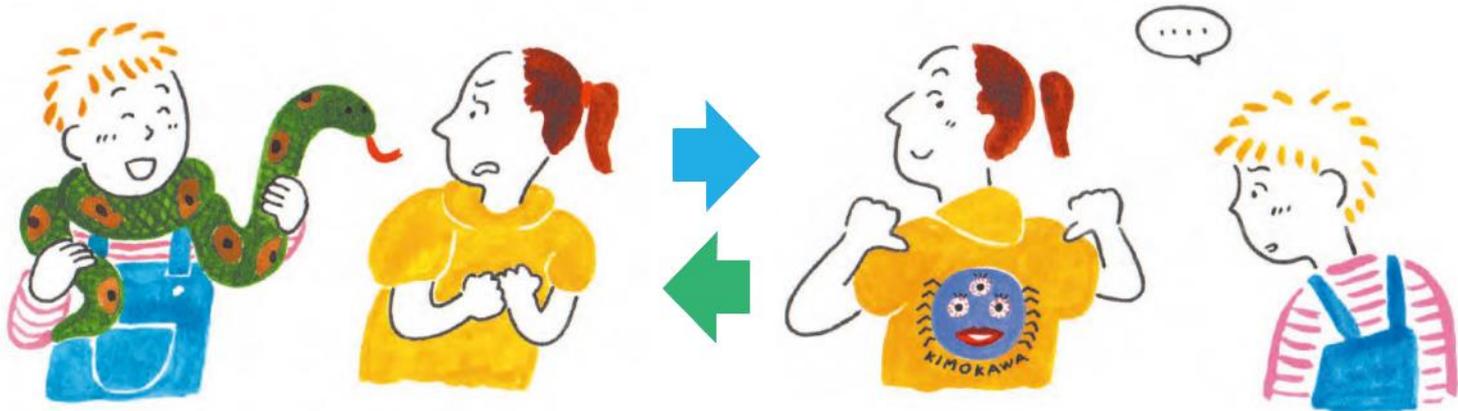
「なぜそう思うのですか？」と、本人の真意をさぐる意思の形成支援から始めることも求められます。



# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## “私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## 知っておきたい4つのこと

①

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

②

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

③

「私の人生を私として生きる」希望どおりといかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられるでしょうか。

④

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれます。

Q

そんなの、実現できないよ!ということを行います。  
その意思を尊重するわけにはいきらないですよね?

「実現できないA」か「実現できそうなB」かのどちらかを選択させることが意思決定支援なのではありません。  
本人が「Aがいい」と表現していることの本意、思いを受け止め、新たな「C」という選択肢を、一緒に編み出していくということも考えられるのです。



知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、  
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、

あなただったら、どのように対応しますか？

このグループホームは、

ペットを飼うことを禁止しています。



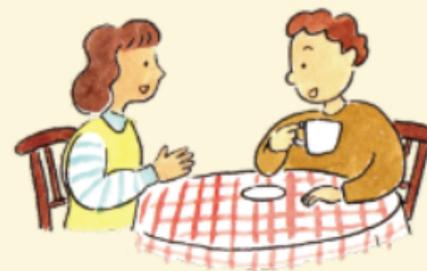
- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう
- ③「犬を飼いたい」真意を探り出して、それに合った対応をする

厚生労働省「ご本人らしい生き方にたどりつく意思決定支援のために」より



## Fさんの場合、③の対応をしたことで、解決できました

実は、Fさんは趣味で犬を飼いたかったわけではなく、自分の居所に他人が勝手に入ってくるのが怖くて、「犬を飼いたい」と訴えていたのです。その後、居所の入り口にしっかりと扉をつけて施錠することでFさんは満足し、もう「犬を飼いたい」とは言わなくなったそうです。



この場合、もし①や②の対応をしていたら、どうなっていたでしょう。「犬を飼えない」ことを説得されても、Fさんが抱える根本的な不安はなくなりません。「犬を飼う」ことになっても、犬の世話をすることがFさんの本心ではないために、可愛がらず、「せっかく思いをかなえてあげたのに、世話もしないで、わがままな人」と思われてしまうかもしれません。また、同じような事例であっても、Fさん以外の人の場合は、①や②が解決策になることもあります。



## 2 意思決定支援のポイント

### 意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、  
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」

メニューから注文しよう  
としても、メニューが読  
めなければ選べない。

「ケバブってなに？」

メニューが読めたとして  
も食べたことがない料理  
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働  
きかけがあると決めるこ  
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

## 2 意思決定支援のポイント

### 意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない？」

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表示の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」

意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。



本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。



私たちは時間に追われています。意思決定支援に時間をかけることができません。

私たちが関わる期間だけで、意思決定支援を完結させようと思える必要はありません。次のチームとも連携して、本人の意思決定支援を考えていきましょう。今までの支援の経緯を、次のチームに伝えること、以前のチームから、今までの支援の経過を聞くことも大切です。



# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人がお互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



## まとめ

### 1 意思決定支援は、本人とかかわる人たちの 共通となる姿勢と行動、プロセス

- だれもが当事者本人であり、同時に本人にかかわる人でもあります。
- 「私の人生を私として生きる」だれでも私の人生の主人公は私です。
- 意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むことが大事です。

### 2 実行することの難しさも共有し、 本人とかかわる人たちで試行錯誤する

- 意思決定支援を学び、ひとりよがりにならないよう、いろいろな視点や価値観を持つ人たちと共に考えます。
- 時間の制約やできることに限りがあることも意識しながら、みんなで互いに支え合い、意思決定支援をおこないます。その時うまくいかなかったとしても、あきらめないことが肝心です。
- 本人を支えている人も、困った時、迷った時、上手くいかない時には、本人にかかわる他の人たちに、「助けて」と、声をあげていきましょう。

### 3 キーパーソンは常に本人である

- 関わる人たちは、悩んだら本人の希望や気持ちに立ち返ります。
- “私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか？



Q

本人が「これ以上の治療を望まない」と言ったので、その決定を尊重しました。  
本当にこれでよかったのでしょうか??

誰がどの時点で振り返るかによって、その意思決定支援への評価が変わるという難しさがあります。

「正解を選ぶことの支援」ととらえてしまうのではなく、プロセスの支援と考えて、意思決定支援のプロセスを振り返りましょう。  
医療・ケアチームで、支援について考えていくことも大切です。



### 3 実践と原則

## 大切なのに、難しい。それはなぜ？

### 1 「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

### 2 「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からない
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

### 4 さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

### 3 いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わるのが大切（ひとりよがりにならない）
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

### 3 実践と原則

#### 意思決定支援の原則

①

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

②

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

③

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します





私たちは意思を尊重した対応をしたいのに、関係者・関係機関がわかってくれません。連携が難しいです。

立場の違いから考えが違うこともあります。本人の示している意思が違っていることもあります。

意思決定支援について、まったく学んだこともない関係者・関係機関もあることでしょう。

ガイドラインを伝える、原則を伝える、共に学び取り組もうと、働きかけていきたいですね。



### 3 実践と原則

## 大切なのに、難しい。それはなぜ？

### 1 「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

### 2 「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からない
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

### 4 さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

### 3 いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わるのが大切（ひとりよがりにならない）
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

### 3 実践と原則

#### 意思決定支援の原則

①

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

②

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

③

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します



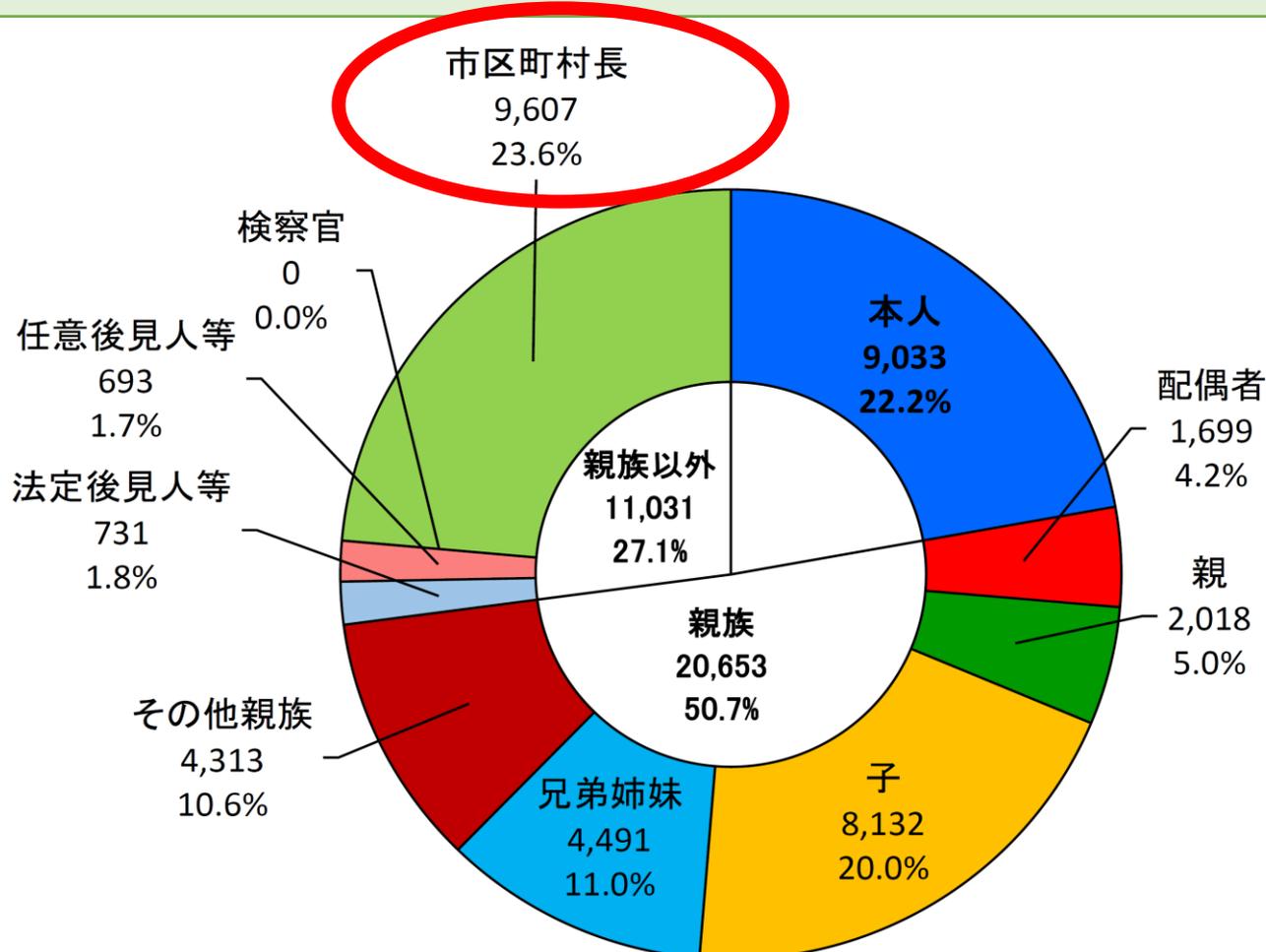
5

これからの権利擁護支援

---

# 申立人と本人との関係について

- ◆ 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.6%を占め、次いで本人（約22.2%）、本人の子（約20.0%）の順となっている。
- ◆ 市区町村長が申し立てたものは9,607件で、前年の9,231件（前年全体の約23.3%）に比べ、対前年比約4.1%の増加となっている。

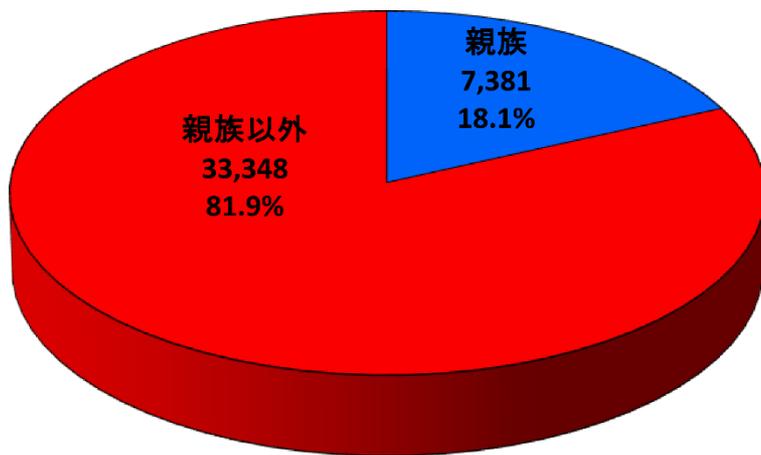


裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

# 成年後見人等と本人との関係について①

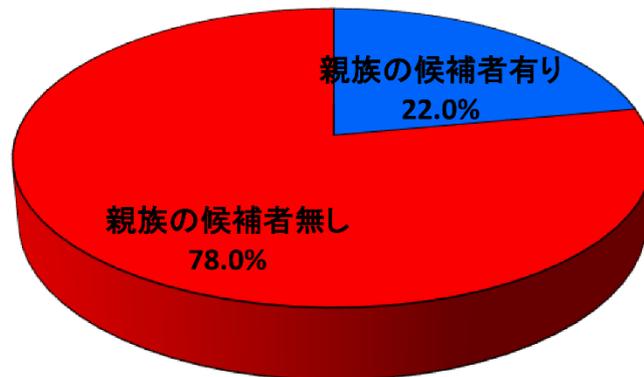
- ◆ 親族が成年後見人等に選任されたものは、全体の18.1%、親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約81.9%。
- ◆ 令和5年1月から12月までに成年後見人等が選任された事件で、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されていた事件の割合は、約22.0%。

## ① 親族、親族以外の別



## (参考資料) 成年後見人等の候補者について

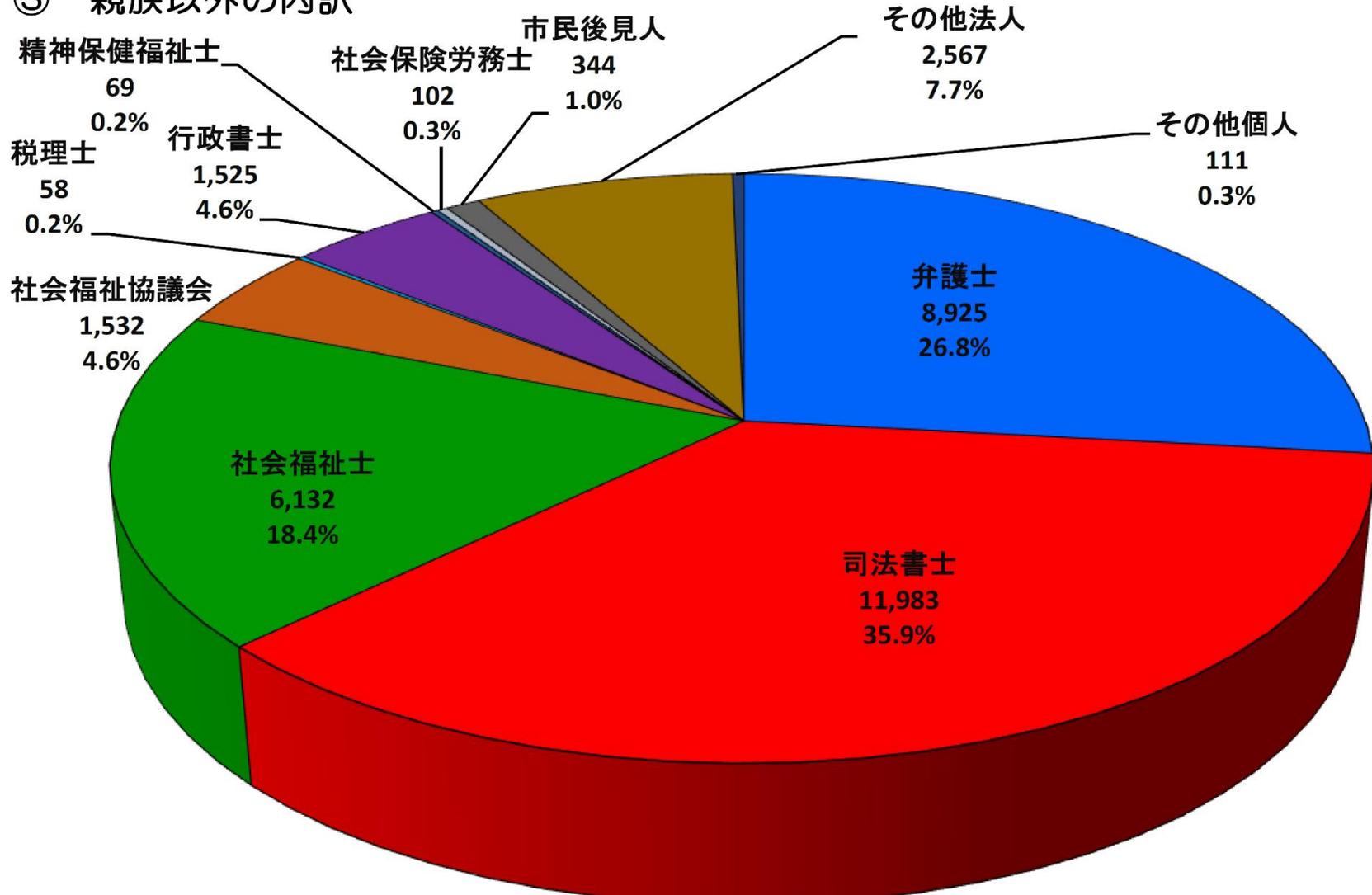
- 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約22.0%である。



(注) 一部の能登半島地震被災地庁の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

# 成年後見人等と本人との関係について②親族以外の内訳

## ③ 親族以外の内訳



裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

## 「成年後見制度」利用しやすく見直し検討へ 小泉法相

2024年2月13日 13時18分

NHK

認知症などの人に代わって財産の管理などを行う「成年後見制度」について小泉法務大臣は、高齢化の進展に伴い必要性が高まるとして、より利用しやすい制度への見直しを検討するよう、今週、法制審議会に諮問することを明らかにしました。

「成年後見制度」は、認知症などで判断能力が十分でない人に代わって、弁護士や社会福祉士といった第三者が財産などを管理する仕組みで、高齢化の進展に伴い必要性が高まるとみられています。

ただ、制度の利用を始めると原則、やめられないことや、後見人の交代ができずに利用者の状況に合わせた保護が受けられないことなどが課題となっています。

小泉法務大臣は、記者会見で「制度の利便性を考えた時に改善の余地があると考えられる。世の中の変化に応じた制度になるよう議論してほしい」と述べ、より利用しやすい制度への見直しを検討するよう、15日、法制審議会に諮問することを明らかにしました。

これを受けて法制審議会では、▽制度の利用期間を定めることや▽必要性がなくなれば終了できる仕組み、それに▽利用者の状況にあわせて後見人を交代できる仕組みなどを検討することが想定されます。

また小泉大臣は、全文を手書きしなければならない遺言書の作成について、デジタル化も含め負担軽減に必要な見直しを検討するよう諮問する考えを示しました。

# 障害者権利条約における日本への勧告の抜粋

27. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。
- (b) 2022年3月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画。
- (c) 2017年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用。

28. 一般的意見第1号（2014年）法の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は、以下を締約国に勧告する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。
- (b) 必要としうる支援の段階や様式にかかわらず、全ての障害者の自主性、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

国連で使われている「代行」は、従来の福祉分野で使用してきた「使者」の意味合いではなく、代理権を濫用して他者が本人の意思を無視して決定することを指しています。

# 第一期計画推進時や第二期計画策定の際の声



意思決定支援、身上保護を重視した後見活動というのは、市民後見人の方々が実践していることだと感じます。

同じ地域で生活している生活者の視点をもって、丁寧な後見活動により支えられることで、ご本人がどんどん生き生きとするようになりましたよ！



担い手が足りないから市民後見なのではなく、市民後見を基盤として成年後見を考えてみては??

## まとめ

### 1 意思決定支援は、本人とかかわる人たちの 共通となる姿勢と行動、プロセス

- だれもが当事者本人であり、同時に本人にかかわる人でもあります。
- 「私の人生を私として生きる」だれでも私の人生の主人公は私です。
- 意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むことが大事です。

### 2 実行することの難しさも共有し、 本人とかかわる人たちで試行錯誤する

- 意思決定支援を学び、ひとりよがりにならないよう、いろいろな視点や価値観を持つ人たちと共に考えます。
- 時間の制約やできることに限りがあることも意識しながら、みんなで互いに支え合い、意思決定支援をおこないます。その時うまくいかなかったとしても、あきらめないことが肝心です。
- 本人を支えている人も、困った時、迷った時、上手くいかない時には、本人にかかわる他の人たちに、「助けて」と、声をあげていきましょう。

### 3 キーパーソンは常に本人である

- 関わる人たちは、悩んだら本人の希望や気持ちに立ち返ります。
- “私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか？



だれもが「私の人生の主人公は、私」と  
思えるような地域を  
つくっていきたい  
ですね。

